

8月は人権強調月間

8月是人権強調月間です。人権について考えるきっかけとして、軽部恵子さんから「子どもの貧困をなくすために」について寄稿していただきました。この機会に、皆さんも人権について考えてみましょう。

子どもの貧困をなくすために

今こそ社会全体で取り組もう

18歳未満の7人に1人

2017年6月27日、厚生労働省が2016年の「国民生活基礎調査」を発表しました(厚生労働省ホームページ <<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/index.html>>を参照)。それによると、「子どもの貧困率」、すなわち「平均的な所得の半分未満の家庭で暮らす18歳未満の割合」が13.9%でした。この数字は、約7人に1人の子どもが貧困の中で暮らしていることを意味します。大人が1人で子どもを育てる世帯を見ると、50.8%が貧困でした。特に、母子家庭の82.7%が「生活が苦しい」と回答しています。

大人の貧困教育に影響

貧困にある子どもは、様々な面で厳しい状況に置かれます。成長期に必要な栄養を十分摂取することができなくなり、病気や虫歯の治療を受けにくくなります。親のストレスのはけ口になって、虐待を受ける子どもがいます。家計支援のためアルバイトを行い、日々の勉強に落ち着いて取り組むことができず、上の学校への進学をあきらめる人が少なからずいます。特に教育における機会の喪失は、大人になった後も影響を及ぼします。

大人の貧困教育に影響

貧困にある子どもは、様々な面で厳しい状況に置かれます。成長期に必要な栄養を十分摂取することができなくなり、病気や虫歯の治療を受けにくくなります。親のストレスのはけ口になって、虐待を受ける子どもがいます。家計支援のためアルバイトを行い、日々の勉強に落ち着いて取り組むことができず、上の学校への進学をあきらめる人が少なからずいます。特に教育における機会の喪失は、大人になった後も影響を及ぼします。

国も事態を深刻に受け止めて

国も事態を深刻に受け止めて、様々な施策をとってきました。たとえば、2014年1月17日、「子どもの貧困対策法」が施行されました。対策法は、児童扶養手当を充実させる、ひとり親の家庭を支援する、子どもの支援をするNPOに助成を行う、高等教育

軽部 恵子

桃山学院大学法学部教授(国際法)。公益財団法人「世界人権問題研究センター」研究第4部(女性の人権問題研究)嘱託研究員(非常勤)も務める。主な研究テーマは、ジェンダー、国連女性差別撤廃条約および同選択議定書、国連児童の権利条約、およびアメリカ政治・外交。

の貧困率は12.9%でした。日本は世界第3位の経済大国ですが、子どもの貧困率が恒常的に高いのです。日本の子どもの人口は年々減っています。2017年6月2日に発表された厚生労働省の2016年人口動態統計

それに従い、子どものいる世帯も減っています。1986年に、子どもが1人以上いる世帯は46.3%でしたが、2009年が25.3%に、2012年が24.2%に、今回の調査で23.4%となりました。子どもは1人だけという

いので将来の不安が常にあり、労働者が知識を深め技能を磨く機会も乏しいです。1991年のバブル経済崩壊後の「就職氷河期」に学業を終え、非正規雇用になった人たちは、大半が非正規雇用のまま、すでに40歳代に入っています。

この数年、子どもの貧困に取組む社会の動きが顕著になってきました。たとえば、児童養護施設にランドセルや学習用品が無償で贈られる「子ども食堂」がバランスの良い食事を大勢で囲む場を提供する、無料で子どもに学習指導をする場が提供される、などです。しかし、根本的な原因を解決しない限り、子どもの貧困はこれからも発生して

いきます。子どもの貧困を解決するには、大人の貧困をなくすための社会全体の改革が必要です。具体的には、妊娠・出産後も働き続けたい女性、子育て

世帯は、今や子どものいる世帯の約半分を占めています。つまり、子どもが1人でも貧困状態にある世帯が多いのです。

日本の子どもの貧困は、国際的な指標にも現れています。国連児童基金(ユニセフ)は、毎年「先進国の子どもたちの貧困」を発表しています。6月15日発表の最新報告(国連児童基金ホームページ <<http://www.unicef.or.jp/news/2017/0123.html>>を参照)によると、日本は子どもの貧困が37カ国中23位、格差では41カ国中32位(格差が大きい順に上から10番目)という結果が出ています。

てが一段落したので仕事を再開したい女性にとって、待機児童問題の解決が急務です。男女双方の労働者が仕事と家庭を両立させ、子育てに参画するには、長時間労働の是正が大前提です。非正規雇用の処遇改善や正規雇用の拡大は言うまでもありません。

このように、子どもの貧困には、様々な原因が複雑に絡み合っています。国はこれまで多数の法律や制度をつくってきましたが、1つの改革が別々の誰かの条件悪化になってはなりません。私たち個人も問題意識を高め、身近なところから積極的に変革していく必要があります。

最後に、子どもは「社会の宝」とよく言われますが、社会のひずみが真っ先に現れ、しわ寄せが行くのも、やはり子どもです。今こそ、将来を担う次世代育成を社会全体で考えていく時ではないでしょうか。

昭和20年8月6日午前8時15分、広島に原子爆弾が投下され、同日午前11時2分、長崎に原子爆弾が投下されました。終戦から今年で72年。多くの犠牲者の冥福と世界恒久平和を祈念するため、次の日時に1分間の黙とうをお願いします。

平和大使 ヒロシマへ



原爆の子の像の前で平和を誓う平和大使(昨年8月6日、広島)

平和大使は、市内4中学校から各2人の生徒と市民ら合計11人です。原爆死没者追悼平和祈念館や平和記念資料館等を見学したり、被爆者である語り部さんの話を聞く会に参加したりして、戦争の悲惨さや平和の尊さを学びます。また市民から寄せられた平和の折り鶴を「原爆の子の像」にささげます。

平和大使の広島派遣事業は、八幡市非核平和都市推進協議会(ピース八幡)が市の補助を受けて毎年実施。今年、参加する中学生は次のとおりです。(敬称略・順不同)

- ▽内藤温生(男山中2年)、森本ちひろ(同2年)、藤澤孝佑(二中3年)、山本可菜璃(同3年)、河野拓斗(三中3年)、小島友里恵(同2年)、植村壮一郎(東中2年)、伊神莉帆(同2年)

平和を願い黙とうを

昭和20年8月6日午前8時15分、広島に原子爆弾が投下され、同日午前11時2分、長崎に原子爆弾が投下されました。終戦から今年で72年。多くの犠牲者の冥福と世界恒久平和を祈念するため、次の日時に1分間の黙とうをお願いします。

▽広島被爆の時

8月6日(日) 午前8時15分

▽長崎被爆の時

8月9日(水) 午前11時2分

▽終戦の日 8月15日(火) 正午

◆問い合わせ 人権啓発課(☎981-3127)

市・府民税(第2期分)納期限は8月31日(木)です

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。納期限内に取扱金融機関またはコンビニなどで納付してください。納期限が過ぎた

場合は、督促状が送付され、徴収権限が「京都地方税機構」に移ります。 ※「京都地方税機構」は、京都府と府内25市町村(京都市を除く)の税業務を行う広域連合です。

口座振替のご利用を

●申し込み 口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合があります)、または納税課で行うことができます(ゆうちょ銀行の場合は、

納税課で受け付けできません)。8月15日(火)までに手続きすると9月が納期の固定資産税(第3期分)から、また9月15日(金)までなら10月が納期の市・府民税(第3期分)から振替をします。軽自動車税は来年度分からとなります。

◆問い合わせ 納税課